

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（634）」

2. 日時：平成29年8月10日 11時00分～11時50分

3. 場所：原子力規制庁 8階 D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

川崎課長補佐、秋本安全審査官、江崎安全審査官、岸野安全審査官、岡本安全審査官、小林（貴）安全審査官、竹田安全審査官、沼田安全審査官、安田安全審査官、宇田川原子力規制専門職、糸賀原子力規制専門員（安全技術管理官（シビアアクシデント担当）付）

堀田統括技術研究調査官

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 原子炉安全技術グループマネージャー 他8名

5. 要旨

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち「50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備」において、フィルタ装置の長期使用時の影響について再度説明があった。また、「39条 地震による損傷の防止」においては、重大事故等対処設備の設備分類のうち、常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）等についても再度説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、今後必要に応じて指摘等行っていく旨伝えた。
- (3) 東京電力ホールディングス株式会社より、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：（平成29年6月16日提出資料と同じ）

・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 重大事故等対処設備について